

「記紀・万葉プロジェクト」参画要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良県が推進する「記紀・万葉プロジェクト」に対して、当プロジェクトに関連するイベント開催、各種商品造成等において参画しようとするときの基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「参画」とは、事業者等が、「記紀・万葉プロジェクト」の趣旨に賛同して、次条に定める基準に従い、イベント開催、各種商品造成等（以下「イベント等」という。）を行うことをいう。

(参画の基準)

第3条 「記紀・万葉プロジェクト」への参画に際しては、イベント等が次の基準をすべて満たしていることを必要とする。

- (1)「記紀・万葉プロジェクト」の趣旨に合致したものであること。
- (2)公序良俗に反した内容を含まないこと。
- (3)性的表現又は暴力的表現などを含まないこと。
- (4)犯罪に結びつく内容を含まないこと。
- (5)偏見、差別又はこれらに類似する表現がないこと。
- (6)他人又は他の団体を誹謗・中傷する内容を含まないこと。
- (7)他人又は他の団体のプライバシーを侵害していないこと。
- (8)選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する内容を含まないこと。
- (9)政治活動、思想活動又はこれらに類似する内容を含まないこと。
- (10)その他法律に違反する内容を含まないこと。

(参画の申請及び決定)

第4条 「記紀・万葉プロジェクト」へ参画しようとする者は、参画申請書（別記様式）を、奈良県文化資源活用課あて提出するものとする。

- 2 市町村を区域とする事業者等が参画しようとするときは、当該市町村を経由して参画申請書を提出することを原則とする。
- 3 前2項の申請があった場合、奈良県文化資源活用課は、前条の基準をすべて満たしているイベント等に対して、参画を認めるものとする。

(参画のメリット等)

第5条 前条の規定により参画を認められた事業者等（以下「事業者等」という。）は、イベント等を「記紀・万葉プロジェクト」参画事業として表示し、当プロジェクトホームページのロゴマークを使用することができる。

2 奈良県は、「記紀・万葉プロジェクト」に参画を認められたイベント等について、ホームページ掲載等の情報発信に努めるものとする。

(参画に伴う責務)

第6条 事業者等は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、イベント等及び「記紀・万葉プロジェクト」について、積極的な情報発信に努めるものとする。

(参画の取消し)

第7条 奈良県は、第3条に規定する参画の基準に反する等、イベント等に不適切な状況が発生したときは、その事項につき必要な調査を経たうえで、その参画を取り消すことができる。

(免責事項)

第8条 奈良県は、次の事項に関し一切の責任を負わないものとする。

- (1) 県ホームページに掲載されなかったこと。
- (2) 県ホームページ又はリンク先ホームページの掲載により発生した不利益
- (3) 県ホームページ又はリンク先ホームページにおける著作権

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成29年4月3日改正）

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。